

従業員が健康診断を受診してくれません。

従業員にも受診する義務はありますか？



あります。

労働安全衛生法第66条第5項に

「労働者は、全各項の規定により事業者が行う健康診断を受けなければならない。」とされています。

また「ただし、事業者が指定した医師または歯科医師が行なう健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師または歯科医師が行なうこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない」とされており、労働者の医師選択の自由権が保障されています。

